

令和 2年12月 4日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

議会運営委員会

委員長 小野寺



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの議会運営に関する事項について
 - ・地方自治法第109条第3項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和 2年12月 4日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

総務産業常任委員会
委員長 西海谷



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・町営住宅に関する事務調査について
 - ・総務産業常任委員会が所管する事項について
 - ・地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和 2年12月 4日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

社会文教常任委員会
委員長 塚 本



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 ・ 社会文教常任委員会が所管する事項について
 ・ 地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理 由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和 2年12月 4日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

議会広報特別委員会
委員長 西海谷



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 ・ 議会広報発行に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで